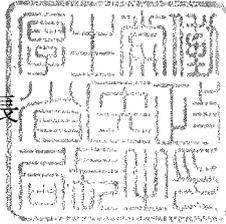


医政発 0709 第12号
平成 24 年 7 月 9 日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局長



「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の一部改正について

標記について、別途通知を各都道府県知事あて発出いたしましたので、御了知願いたい。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の一部改正について

平成 21 年 7 月 15 日付けで「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成 21 年法律第 79 号。以下「改正法」）が公布され、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」により、平成 24 年 7 月 9 日に改正法の一部（新たな在留管理制度の導入に係る部分）が施行されることとなった。

従来、看護師等養成所の留学生については、個別審査に基づいて法務大臣から資格外活動許可が与えられてきた。しかしながら、看護師等養成所の留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反（昭和 23 年法律第 203 号）を生じやすく、留学生が保健師助産師看護師法違反による処罰の対象となり得るおそれがあることから、資格外活動の許可を与えないという取扱いがされてきたところである。

今般の改正法による在留管理制度の変更に伴い、資格外活動について入国手続時に法務大臣による包括許可が与えられることとなるが、看護師等養成所の留学生の医療機関等におけるアルバイトの実施による弊害が懸念されることから、「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」（平成 13 年 1 月 5 日付け健政発第 5 号厚生省健康政策局長通知）の一部を下記のとおり改正することとした。ついては、改正内容について御了知いただくとともに、貴管内の養成所への周知に関して御協力をお願いする。

記

1. 改正内容

別紙のとおり

2. 施行期日

平成 24 年 7 月 9 日施行

